

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

# 『インボイス制度とフリーランスへの影響』

2023年8月20日

日本派遣看護師協会

# 目次

- 1 インボイス制度とは？フリーランスにどう関係あるの？
- 2 消費税の納税のしくみと仕入税額控除
- 3 インボイス制度でどう変わる？
- 4 インボイス制度と課税事業者
- 5 インボイス制度、フリーランスにどう影響する？
- 6 フリーランスはいつまでに何を対策する？

## 1. インボイス制度とは？フリーランスにどう関係あるの？

インボイス制度とは、令和5年（2023年）10月1日からはじまる複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式のことです。税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「**適格請求書発行事業者**」が交付する「**適格請求書**」（いわゆるインボイス）等の保存が仕入税額控除の要件となります。[国税庁ホームページ](#)

### フリーランスであってもインボイス制度が影響する？

インボイス制度に向けて**フリーランス**ができる対策は「**インボイス制度のことを理解し、適格請求書発行事業者になるかを正しく判断すること**」です。

適格請求書発行事業者になると、消費税の納税が必要な「課税事業者」になります。

この記事では、「インボイス制度って何？具体的に何をすればいいの？」という疑問を、具体例と図解でわかりやすく説明しています。

#### 【注意】

正社員や派遣看護師として働いている部分に関しては、会社から給料が支給されますのでインボイス制度は影響しません。

但し、**看護師以外の副業や看護師として一部業務委託で働いてた部分に関しては影響する可能性があります。**

## 2. 消費税の納税のしくみと仕入税額控除

インボイス制度を知るには、まず消費税の納税のしくみについて理解する必要があります。  
事業者が納付する消費税の金額は次の計算式で求めます。

納付する消費税の金額 = 売上で受け取った消費税 - 仕入れ・経費などで払った消費税額

### 仕入税額控除のしくみ



B社の売上げは10,000円。  
消費税1,000円をプラスした合計11,000円をC社から受け取りました。  
そしてB社は、Aさんに800円の消費税を払っています。

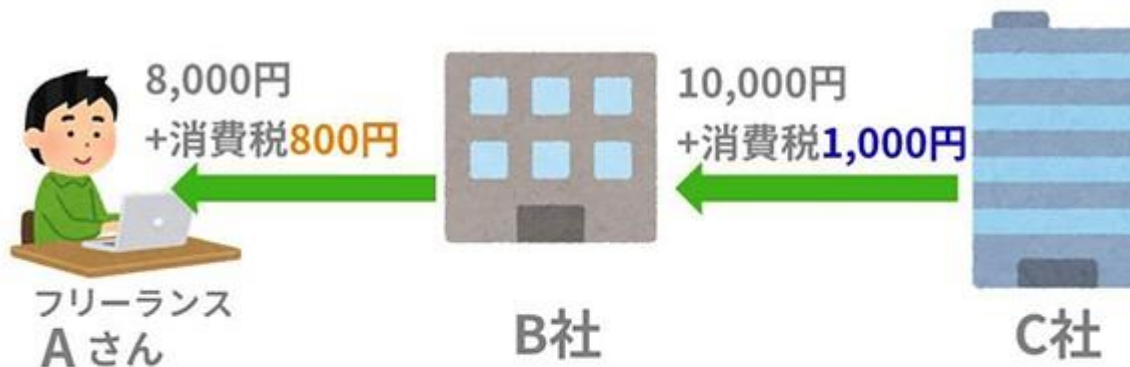
この場合、B社が納税する消費税の金額はC社から受け取った1,000円-Aさんに払った800円=200円となります。

この計算でいう800円、つまり仕入・経費で払った消費税を、売り上げで受け取った消費税額から差し引くことを「仕入税額控除」といいます。

### 3. インボイス制度でどう変わる？

インボイス制度が始まると、この「仕入税額控除」をするには、仕入先が発行したインボイス＝**適格請求書を保存する必要**があります。先ほどの例で言うと、B社が仕入税額控除をするには、Aさんが発行したインボイスが必要になるということですね。

Aさんがインボイスを発行するには、税務署に適格請求書発行事業者になります、と登録する必要があります。Aさんが適格請求書発行事業者にならない場合、B社は仕入税額控除ができず、納税する消費税額が増えてしまいます。



Aさんが適格請求書発行事業者ではない場合  
B社が納税する消費税の金額は

$$1,000\text{円} - 0\text{円} = 1,000\text{円}$$

Aさんに払った分の  
仕入税額控除ができない

つまりAさんが適格請求書発行事業者ではない場合、2023年10月以降、B社は仕入税額控除ができないので、消費税の納税額は1,000円になります。

(※一定期間の経過措置があります)

一方で、Aさんが適格請求書発行事業者であれば、B社の納税額は200円です。

## 4. インボイス制度と課税事業者

ここまで読んでみて、フリーランスの方の中には「消費税って今まで請求はしてきたけど納税してないなあ…？」と疑問に思う人もいるかもしれません。

**課税売上が1,000万円以下のフリーランスは、消費税の納税義務のない「免税事業者」**です。  
消費税の納税義務のある「課税事業者」となるかどうかの判断の基準は主に2つあります。

### 課税事業者となる条件法

1. 基準期間における課税売上高が1,000万円を超える
2. 上記を満たさなくても特定期間における課税売上高もしくは給与等支払額が1,000万円を超える

基準期間とは、原則として、個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度のことを言います。  
より詳しい判断基準については[国税庁のホームページ](#)で確認してください。

**適格請求書発行事業者になると、課税売上高が1,000万円以下の場合でも消費税の申告・納税が必要な「課税事業者」となります。**

## 5. インボイス制度、フリーランスにどう影響する？

### インボイス制度開始でフリーランスが受ける影響

1. 免税事業者のままでいたり、インボイスが発行できないと、取引先企業が他の業務委託先を検討する可能性がある
2. 取引先が消費者か免税事業者同士の取引であれば、影響はあまりないと推測される

取引先（お金を払ってくれる相手先）が、課税売上高1,000万円を超える課税事業者の場合は注意が必要です。例えば、2023年10月以降、先ほどの例のようにフリーランスのAさんが免税事業者のままでいると、インボイスを発行できません。課税事業者であるB社はフリーランスAさんに支払った消費税分の仕入税額控除ができず、消費税の納税額が大きくなってしまいます。

すると、**B社はAさんではなく、インボイスを発行してくれる別の事業者**に仕事を依頼するか、**消費税額相当分の値引きを交渉してくる**ということが考えられます。

一方、**お互いに免税事業者の場合には消費税の納税義務がない**ので、仕事への影響はほとんどないと言えるでしょう。

## 6. フリーランスはいつまでに何を対策する？

フリーランスのインボイス制度対策として、いつまでに何をやるかのスケジュールを押さえておきましょう。

### インボイス制度のスケジュール

2021年（令和3年）10月1日～2023年（令和5年）9月30日	登録申請
2023年（令和5年）10月1日	インボイス制度スタート
2023年（令和5年）10月1日～2026年（令和8年）9月30日	仕入税額相当額の80%（経過措置）
2026年（令和8年）10月1日～2029年（令和11年）9月30日	仕入税額相当額の50%（経過措置）

フリーランスの方は、まずは2023年9月30日までに、適格請求書発行事業者として登録するかどうかを検討しましょう（同日は土曜日ですが、10月2日（月）に延長されません）。

なお、**登録日が2023年（令和5年）10月1日から2029年（令和11年）9月30日までの日の属する課税期間中**である場合は、課税選択届出書を提出しなくても、適格請求書発行事業者の登録を受けることができます。

インボイス制度が始まる**2023年10月1日からインボイスを発行するには、原則として2023年9月30日までに登録申請を行う必要があるので注意**しましょう。

また、2029年までは「経過措置」とよばれる期間があります。双方が条件を満たしていれば、適格請求書発行事業者ではない事業者からの仕入れも、一定の割合で仕入税額とみなして控除ができます。